

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 松隈潤 印

学位申請者 Ilef Mehrzi

論文名 Legitimacy, Ideas and Norm-governed Institutional Change: A Processual-Ideational Study of the EU's Unilateral Sanctions

< 審査結果 >

審査委員会は、主査に松隈潤（国際法）、副査として、松永泰行（比較政治学）、吉村祥子（国際法）、本多美樹（国際関係論）、篠田英朗（国際政治）の5名によって構成され、それぞれ専門の見地から論文を精査し、内容を詳細に検討した上で、2023年5月17日に公開の最終審査を行った。その後、論文および最終試験の内容について協議を行った結果、本論文は、本学大学院が学位授与のために定めた基準を十分に満たしており、優れた高い学術性を有していることが確認された。よって審査委員会は全員一致で、Ilef Mehrzi 氏に博士（学術）の学位を授与することが適当であると判断した。

論文および審査の概要は以下の通りである。

< 論文概要 >

本論文は、近年になってより多用されており、重要性も増している国連安保理の決定に基づかない単独的な制裁（unilateral sanctions）について、EU（欧州連合）が行っているものについて、その正統性に焦点をあて、国際法と国際政治学の両方の視点を織り交ぜて、分析を行ったものである。論文の主要な問いとして、どのようにして EU は単独的な制裁を正統な政策手段として用いるに至ったのか、というものを立てる。この問いに対する答えを探求するため、本論文は、国際法の観点からの制度論的な分析のみならず、国際政治学の観点からの社会的事情に関する分析も駆使する多角的な方法論的態度をとる。社会的目的に応じた制裁の理念型を二つに分け、強制・矯正的（coercive corrective）、及び強制・懲罰的（coercive punitive）と呼ぶ。それらの多様な形態を持つ制裁の実施にあたっては、手続き面での社会的事情の考慮が働く。EU に特徴的なのは、社会的目的に応じた制裁の実施が、国連安保理の決定に基づく強制措置としての制裁ほどには普遍性を持たない反面、アメリカ合衆国一国による純粋な単独的制裁とも異なる多国間的な性格を持っている点である。そこには一定の正統性の欠落が見られるが、それにも関わらず必要性や適切性が感じられる範囲内で価値を持っており、規範的な変化をもたらすものだとみなされる。

本論文の第1章は、論文全体の枠組みを示すものである。まず制裁の理解を説明する。執行措置としての制裁の理解が国際法にあるとすると、国家政策の手段として制裁を理解する見方もある。第1章はさらに、制裁の歴史や意味も説明していく。国際法の異なる諸段階において、制裁は段階的に進展してきた。国際法の進展と制裁の間には、緊密な連動性がある。

第2章は、正統性と制裁の関係を論じたものである。国際政治学の領域においては、正統性は効果を発するかどうかの問題と等しいかのように扱われる傾向がある。他方、国際法においては、法規範との整合性の問題として扱われる。さらに別の見方は、権力政治、覇権、影響といったものと結びつく単独主義との関係で理解する。

第3章は、論文の構成と方法論について論じている。学際的なアプローチを駆使しながら、本論文はEUの単独的な制裁の正統性の手続き的理念分析（processual ideational analysis）を行う。正統性が概念化されていく過程を、社会的及び歴史的に形成されてきた理念の要素に着目しながら分析する。

第4章は、国際法システムにおける制裁の位置づけを法理論の観点から見定め、さらに単独的な制裁の現象を理論的に捉えることを試みる。国際法における共同体の利益の観念を作り出した原則や規則がどのように登場してきたのかを分析しながら、単独的な制裁というさらに特殊な現象が生まれてきた背景を探求する。

第5章は、デビッド・ビーサムの権力の正当化の理論を参照しながら、力を正当化していく過程に三つの要素があることを論じる。まず、単独的な制裁の正統性は、確立された法的規則への尊重に依拠した法的妥当性の感覚による。次に、共通の信念や価値への尊重から見た正当化の要素がある。さらには、第三者を受け入れることができるかどうかにかかわる正統性の要素がある。

第6章は、EUが設立される前の欧州における制裁の歴史を見るために二つの事例を取り上げる。フォークランド諸島の危機をめぐるアルゼンチンに対する制裁、そしてアパルトヘイト時代の南アフリカに対する制裁である。この二つの事例を通じて見ることができるのは、非公式の政策的道具からEUの対外政策へと欧州諸国による制裁の位置づけが変化していく過程において、理念が果たした役割である。

第7章は、EUの単独的な制裁を支える二つの理念に焦点をあてる。一つは必要性の論理に関わる規範的理念で、もう一つは適切性の論理に関わる認知的な理念である。2014年以降のロシアに対する制裁を事例として取り上げながら、EUの単独的な制裁が理念を重視する性格を持っていることを論じる。

第8章は、正当化可能性と受容可能性の観点から見たEUの単独的な可能性の正統性を評価する。国連安保理の決定に基づく補足的な手段である場合と、国連安保理の決定に基づかない独立的な手段である場合とを比べたときの正統性の差を観察する。さらにその正統性の差は、欧州あるいは西洋の文脈をどれくらい受け容れているかによって区別される国

際的なアクターの性質の違いによっても説明される。

第9章は、ジョン・ラギーの国際レジームにおける制度的変化をめぐる議論を参照しながら、EUが国際的な場面で規範と価値を追求する姿勢とその単独的な制裁の関係を論じる。さらにそれが国際的な規範の変化に与える影響についても分析を試みる。

最終章は、論文全体の議論のまとめを行うとともに、国際関係における単独的な制裁実施という現象に対する研究が、将来はどのように行われていくべきかを展望する。

< 審査概要および評価 >

単独的な制裁に関連する先行研究を見渡しても、その政策的な効果を論じるものが多く、その正統性について深く分析を加えたものは、必ずしも多くない。また国連が安保理の決定に基づいて強制措置として行う制裁と、より頻繁に単独的な制裁を発動するアメリカ合衆国が行う単独的な制裁に対する注目度に比べると、EUによる単独的な制裁に対する関心は低い。制度的な観点からの検討を、EUという必ずしも注目されきっていない組織に着目して行ったことは、本論文の独自性を示す基本的な枠組みとなっている。また論文の問いに答える過程において、国際法と国際政治学の知見を学科横断的に用いる手法を取り入れていることも、評価できることだろう。関連する文献を幅広く渉猟して参照していく手法は、相当な労力を要する作業であったはずであり、本論文の堅実な基盤を示している点でもある。

ただ、これらの評価点は、問題点と表裏一体の関係にあるとも言える。正統性について広範に議論を見渡し、さらに多岐にわたる制度論的視点も導入して、包括的な検討を加えているが、それによって画期的な発見がなされたとは言い難い。国連安保理の決定に基づいた制裁や、アメリカ合衆国一国による制裁とは異なる性格を持つという指摘は妥当である一方、自明な主張ではある。逆に、国連内部の文書の渉猟がさらに必要だったのではないか、アメリカ合衆国による単独的な制裁の位置づけが不十分ではないか、といった指摘ができる余地もないとは言えない。EUに焦点をあてることによって、どのような独自性のある単独的な制裁の研究の成果が見出されてきたのかについては、必ずしも極めて独自性の高い結論が導き出されたとは言いえない。むしろ欧州の歴史的背景に追加的な洞察が必要だったのではないか、という疑念も生まれ得る。国際法と国際政治学の双方における議論を活用しながら分析を加えていく手法についても、そのこと自体に大きな意義が見出されるべきではあるだろう一方で、その手法によって何かが画期的に新しい発見として導き出されたことまでは意味しない。これらの研究手法と分析結果の関係に関する総合的な評価は、最終審査においても審査委員から繰り返し質問がなされたところであった。なお全体を通じて表現が冗長で、明晰性に欠ける表現が多々見られた。章構成に反映されている論文の全体構造も、論理的な一貫性という点で必ずしも万全とは思えない面もある。問いに対して結論が散漫ではないか、という印象を抱かざるを得ない余地もあると

いう指摘もあった。必ずしも議論の本旨からすれば必要とは思われない枝葉末節に議論が流れ過ぎていく印象を与える記述も多々見られた。単独的な制裁と EU 専門用語である「制限的措置 (restrictive measures)」との関係など、幾つかの鍵となる概念について、十二分に精緻で説得力のある説明を施しているかどうかについて疑念の残る箇所も見られた。

ただしもちろんこれらの諸点は、論部の成果が著しく劣っていることまでは意味せず、本論文が堅実な研究手法による堅実な研究成果を示したものとして評価されるべきであることを何ら貶めるほどまでの指摘ではない。

公開審査は、5月17日(水)午後1時半より約2時間行った。冒頭での趣旨説明の後、審査委員から、論文の内容に関する質問がなされた。、などについて質問がなされた。主に上述した本論文の成果と問題点をめぐって、やり取りがなされた。Ilef Mehrzi 氏は、いずれに対しても、論文の堅実な内容を反映した堅実で妥当な回答を提示した。これを受けて、審査委員会は、論文が、本学大学院が博士学位授与基準としている①研究テーマの妥当性、②問題意識の明確さ、③方法論的一貫性、④先行研究との関係、⑤論旨展開と文章表現の妥当性を十分に満たす学術性を持っていることを確認した。よって Illef Mehrzi 氏に博士(学術)の学位を授与することが適当であると判断する。